

事業主の皆さまへ

平成27年10月

日本年金機構  
奈良事務センターは  
「日本年金機構  
大阪広域事務センター」へ

日本年金機構では、事業主の皆さまからご提出いただいた各種届書等の事務処理を各都道府県の事務センターで行っています。

この度、奈良事務センターと大阪事務センターを統合して、大阪広域事務センターを新設します。

現在奈良事務センターへ郵送によりご提出いただいている各種届書等の送付先が変わりますのでご注意ください。

9月までの送付先

〒630-8510 「日本年金機構 奈良事務センター」あて

10月からの送付先

〒541-8533 「日本年金機構 大阪広域事務センター」あて

※郵便番号と事務センター名のご記入のみで届きます。

※大阪広域事務センターは現在の事務センターと同じく郵送受付及び提出済書類の不備返戻にかかる対応のみとなり、来訪や電話による新規受付・相談窓口の設置はございません。  
ご相談及びお問い合わせは管轄の年金事務所までお願いします。

《ご相談・お問い合わせ先》

奈良年金事務所  
0742-35-1371

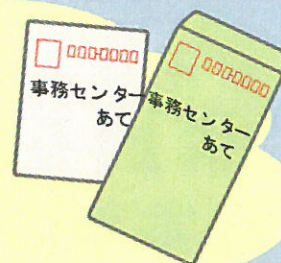
大和高田年金事務所  
0745-22-3531

桜井年金事務所  
0744-42-0033

事業主の皆さまへ

# 届書等のご提出は

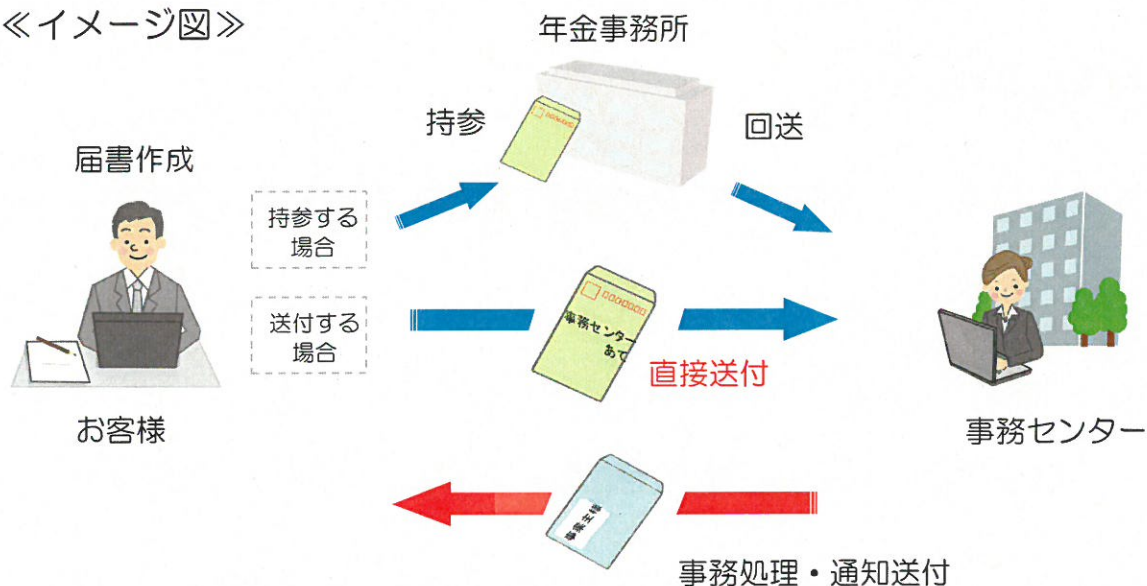
# 直接 事務センターまで



事業主の皆さまからご提出いただいた届書等の事務処理は、事務センターで一括して行っており、年金事務所へご提出いただいた届書等についても、事務センターへ回送して処理を行っています。

届書等を郵送によりご提出いただく場合には、事務センターへ直接送付していただきますよう、お願いします。

## 《イメージ図》



※事務センターは郵送受付及び提出済書類の不備返戻にかかる対応のみとなり、来訪や電話による新規受付・相談窓口の設置はございません。

ご相談及びお問い合わせは管轄の年金事務所までお願いします。

※以下の届書等はこれまでどおり年金事務所へ提出してください。

- |                   |                |
|-------------------|----------------|
| ○船員保険関係届          | ○二以上事業所関係届     |
| ○適用事業所関係事項確認（申請）書 | ○一括適用承認申請書     |
| ○厚生年金保険高齢任意関係届    | ○健康保険法第3条2項関係届 |